



## はじめに

宇治市では、「第2期宇治市障害者福祉基本計画」のもと、障害福祉サービス分野における3か年の実施計画として、令和3年3月に「第6期宇治市障害福祉計画・第2期宇治市障害児福祉計画」（第6期計画等）を策定し、障害福祉サービス等の提供体制を整備してまいりました。

第6期計画等の期間中においては、新型コロナウイルス感染症の影響が長く続きましたが、障害福祉施設等に従事される皆様には、感染拡大期にあっても、感染予防等に細心の注意を払いながら、障害のある人への支援を切れ目なく提供されるようご尽力いただきましたことに、改めてお礼を申し上げます。

この度、令和6年度からの3年間を計画期間とする「第7期宇治市障害福祉計画・第3期宇治市障害児福祉計画」を策定いたしました。

本計画では、国の施策の方向性を踏まえながら、障害福祉サービスの中心的な整備目標である「施設の入所者の地域生活への移行」、「福祉施設利用者の一般就労への移行」をはじめ、各種の整備目標やサービス見込量を設定し、目標実現のための方策を具体的に示しております。

宇治市といたしましては、本計画ならびに、あわせて策定しました「第3期宇治市障害者福祉基本計画」に基づき、全ての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生することができる社会（インクルーシブコミュニティ）の実現を目指す中で、引き続きサービス提供体制を整備してまいりますので、市民の皆様には、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、ご協議いただきました宇治市障害者福祉基本計画施策推進協議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントにて貴重なご意見やご提案をいただきました市民の皆様並びに関係団体・事業所各位に、心から感謝申し上げます。

令和6年3月

宇治市長 松村 淳子



# — 目 次 —

第1章 計画の基本的な考え方	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置付けと期間	2
第2章 宇治市の障害福祉にかかる状況	4
1. 宇治市の人口及び障害者手帳の所持者数の推移	4
2. 障害福祉サービス等の利用状況	8
第3章 計画の基本方針	16
第4章 障害福祉サービス等の整備目標	19
1. 第7期宇治市障害福祉計画の整備目標	20
2. 第3期宇治市障害児福祉計画の整備目標	24
第5章 障害福祉サービス等の利用見込量	26
1. 第7期宇治市障害福祉計画のサービス見込量	26
2. 第3期宇治市障害児福祉計画のサービス見込量	30
第6章 目標実現のための方策	31
(参考資料)	36



# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1. 計画策定の背景

障害のある人をめぐる制度においては、平成30年4月（一部は公布の日）に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行されて以降、従来の「障害福祉計画」に加えて「障害児福祉計画」を策定し、障害児・者のサービス提供体制をより計画的に確保することとされました。

こうした国の法令・制度のもと、宇治市では令和3年度からの3か年度を計画期間とする「第6期宇治市障害福祉計画・第2期宇治市障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービスの整備に取り組んできました。

計画期間における障害福祉サービス等の提供に関しては、一部で新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けたものの、全体としては概ね順調に進捗してきました。ただし、施設入所者の地域生活への移行に関しては、なおも課題がある状況となっています。

そのため、令和6年度以降に向けては、障害福祉を取り巻く情勢や地域のニーズ等を的確に捉えたうえで、今日的な課題に即した計画を定め、障害福祉の一層の推進に取り組むことが求められています。

そのような中、国から示された基本指針及び令和4年12月に実施したアンケート調査の結果等を踏まえ、障害者・障害児それぞれに対して、多岐にわたる障害福祉サービス等が計画的に提供されるよう、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「第7期宇治市障害福祉計画」（以下、「障害福祉計画」といいます。）及び「第3期宇治市障害児福祉計画」（以下、「障害児福祉計画」といいます。）を一体的に策定します。

## 2. 計画の位置付けと期間

### (1) 計画の位置付け（法定根拠）

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」に位置付けられる法定計画であり、障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」に位置付けられる法定計画です。

また、障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国が作成した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号。以下、「基本指針」といいます。）に規定されています。

### 「基本指針」（平成18年厚生労働省告示第395号）

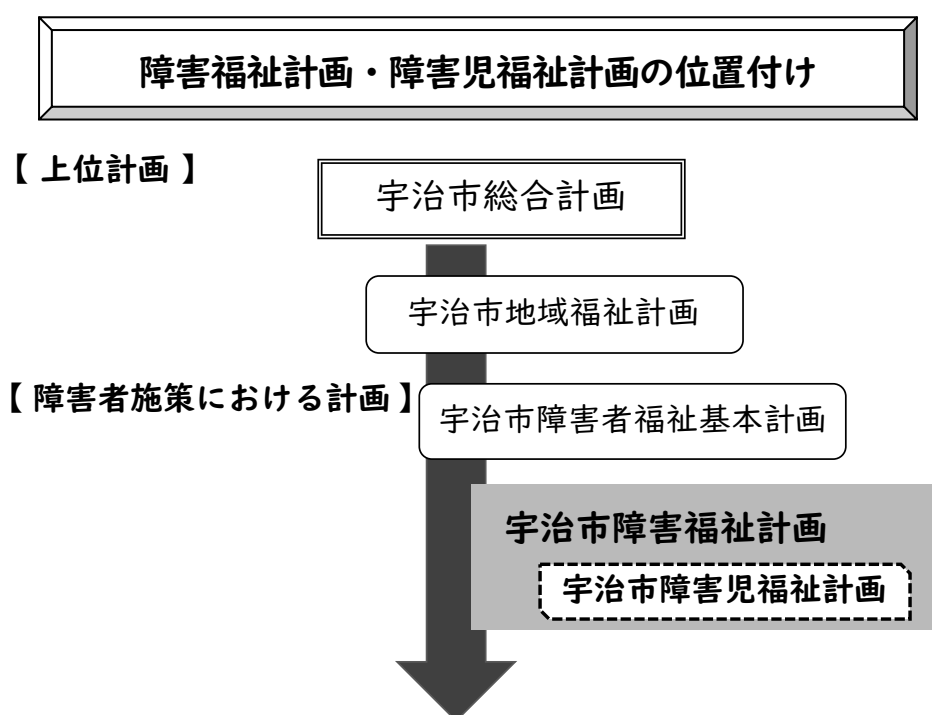
（抜粋～市町村障害福祉計画の作成に関する事項～）

1. 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
2. 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
3. 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項
4. 指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業並びに指定通所支援等の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

## (2) 宇治市障害者福祉基本計画との関係と計画の期間

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、障害のある人のための施策に関する基本的な計画である「宇治市障害者福祉基本計画」に掲げられた施策全般のうち、特に生活支援に係る施策を推進するため、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく各種指定障害福祉サービス等の具体的な数値目標等について定める計画です。

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、宇治市障害者福祉基本計画の障害福祉サービス分野における“3か年の実施計画”に位置付けられ、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間として策定します。



## 【計画の期間】

	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
障害者福祉 基本計画	第2期障害者福祉基本計画 (2012～2023年度：12年間)			第3期障害者福祉基本計画 (2024～2029年度：6年間)					
障害福祉計画 障害児福祉計画	第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画			第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画			第8期障害福祉計画 第4期障害児福祉計画		

## 第2章 宇治市の障害福祉にかかる状況

### 1. 宇治市の人口及び障害者手帳の所持者数の推移

#### (1) 宇治市の総人口及び年齢層別人口

宇治市は、昭和26年に2町3村の合併により人口3万8千人で発足しました。

昭和30年代後半の高度経済成長期以降、急激に人口が増加し、昭和45年には10万人、昭和54年には15万人を突破しました。

その後、人口の伸びは鈍化し、平成19年度の19万人をピークに減少に転じ、現在も減少傾向が続いています。

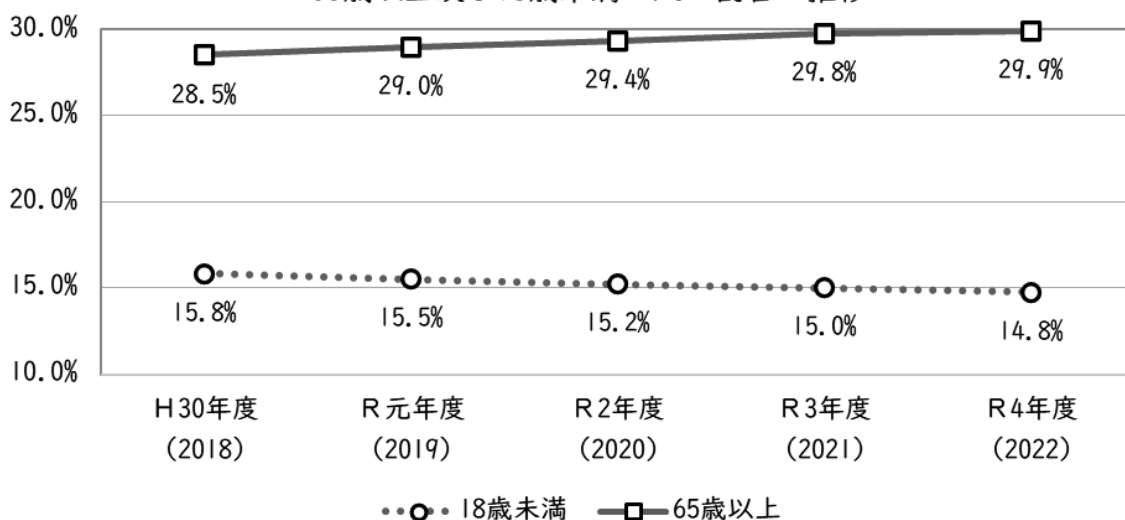
年齢層別では、若い年齢層ほど減少割合が大きく、高齢化が一層進展しています。

なお、微増が続いていた65歳以上の人口も、令和4年度には減少に転じています。

(各年度10月1日現在 単位：人)

年齢区分		H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
0～17歳	年齢層人口	29,663	28,899	28,209	27,608	26,923
	人口割合	15.8%	15.5%	15.2%	15.0%	14.8%
18～39歳	年齢層人口	41,372	40,441	39,820	38,906	38,469
	人口割合	22.1%	21.7%	21.5%	21.2%	21.1%
40～64歳	年齢層人口	62,856	62,843	62,791	62,600	62,540
	人口割合	33.6%	33.8%	33.9%	34.0%	34.3%
65歳～	年齢層人口	53,399	53,912	54,383	54,751	54,556
	人口割合	28.5%	29.0%	29.4%	29.8%	29.9%
全体	総人口	187,290	186,095	185,203	183,865	182,488

65歳以上及び18歳未満の人口割合の推移





## (2) 身体障害者手帳の所持者数の推移

身体障害者手帳の所持者数は、全体としては緩やかな増加傾向が続いています。

年齢層別では、64歳以下では微減しているものの、65歳以上では増加傾向が継続しており、宇治市全体の傾向と同じく、障害のある人についても高齢化が進んでいると考えられます。

(各年度3月末現在 単位：人)

等級	年齢	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
1	18歳未満	53	61	53	55	57
	18歳～64歳	611	594	601	582	586
	65歳以上	2,056	2,063	2,104	2,090	2,090
2	18歳未満	26	29	27	26	25
	18歳～64歳	361	359	359	351	352
	65歳以上	1,016	1,021	1,001	971	979
3	18歳未満	18	18	16	13	14
	18歳～64歳	287	270	264	257	250
	65歳以上	1,202	1,193	1,168	1,191	1,188
4	18歳未満	14	14	16	15	16
	18歳～64歳	599	597	588	588	584
	65歳以上	2,583	2,596	2,646	2,666	2,692
5	18歳未満	1	2	2	2	1
	18歳～64歳	199	203	205	201	207
	65歳以上	666	682	698	725	709
6	18歳未満	4	4	5	5	4
	18歳～64歳	179	181	180	178	178
	65歳以上	679	705	758	785	805
合計	18歳未満	116	128	119	116	117
	18歳～64歳	2,236	2,204	2,197	2,157	2,157
	65歳以上	8,202	8,260	8,375	8,428	8,463
		10,554	10,592	10,691	10,701	10,737

### (3) 療育手帳の所持者数の推移

療育手帳の所持者数は、18歳未満、18歳以上ともに逡増傾向が続いています。

全体としては、平成30年度と令和4年度の比較で230人(12.5%)増加しています。

(各年度3月末現在 単位：人)

等級	年齢	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
A	18歳未満	133	141	133	139	149
	18歳以上	570	583	592	606	623
B	18歳未満	340	344	348	364	375
	18歳以上	793	811	839	886	919
合計		1,836	1,879	1,912	1,995	2,066

### (4) 精神障害者保健福祉手帳の所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、大幅な増加傾向が続いており、平成30年度と令和4年度の比較では471人(34.6%)増加しています。

障害等級としては、1級(重度)の所持者数は横ばいである一方で2級・3級の所持者の増加幅が大きいことから、所持者数の増加理由としては、精神疾患のある人が増加したことに加え、手帳制度の認知と受容が進み、交付申請をしやすくなっていることも一因であると考えられます。

(各年度3月末現在 単位：人)

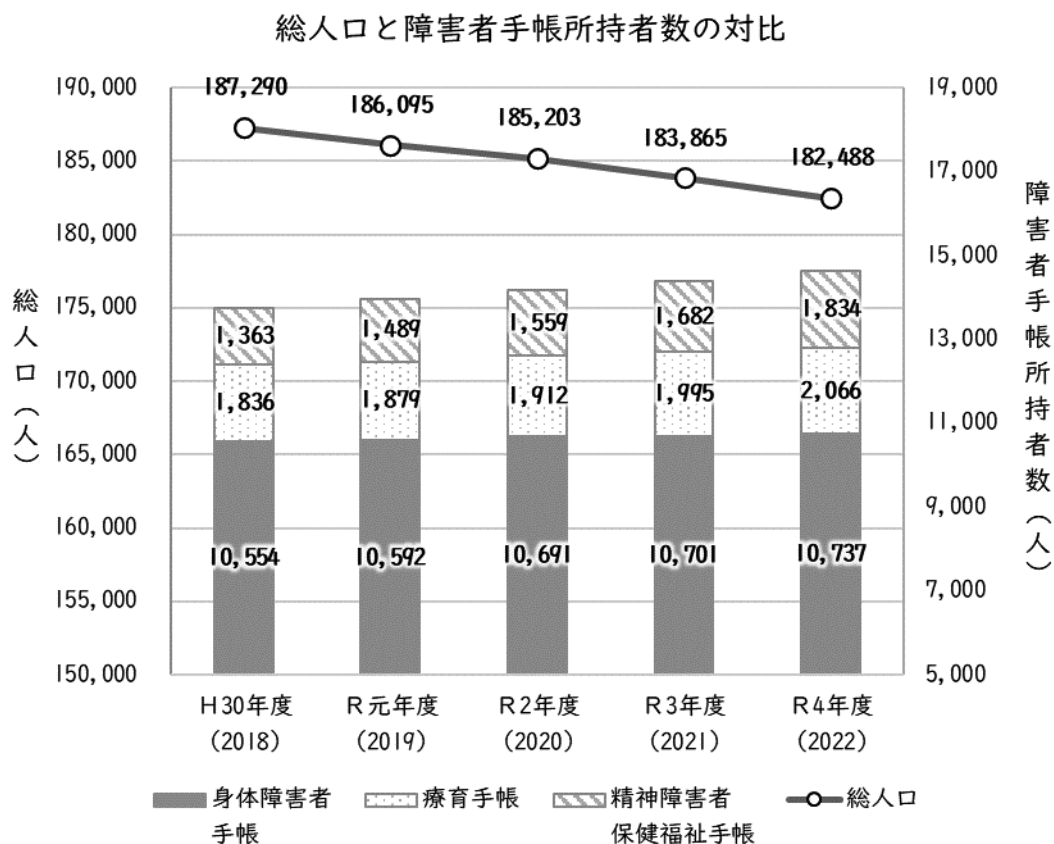
等級	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
1級	97	97	99	87	97
2級	655	715	758	813	876
3級	611	677	702	782	861
合計	1,363	1,489	1,559	1,682	1,834

### (5) 宇治市の総人口と障害者手帳所持者数の対比

宇治市の総人口と各種障害者手帳の所持者数の過去5年の推移は以下のとおりとなっています。人口が減少傾向にある一方で、各種障害者手帳の所持者数は逡増しており、全人口に占める障害のある人の割合が増加しています。

(単位：人)

	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
総人口	187,290	186,095	185,203	183,865	182,488
身体障害者 手帳	10,554	10,592	10,691	10,701	10,737
療育手帳	1,836	1,879	1,912	1,995	2,066
精神障害者 保健福祉手帳	1,363	1,489	1,559	1,682	1,834



## 2. 障害福祉サービス等の利用状況

### (1) 年齢層ごとの障害支援区分の判定状況

「障害支援区分」とは、障害者（18歳以上）が障害福祉サービスの受給前に判定を受け、障害等により必要とされる支援の度合と受けられるサービスについての基準となる6段階の区分です。

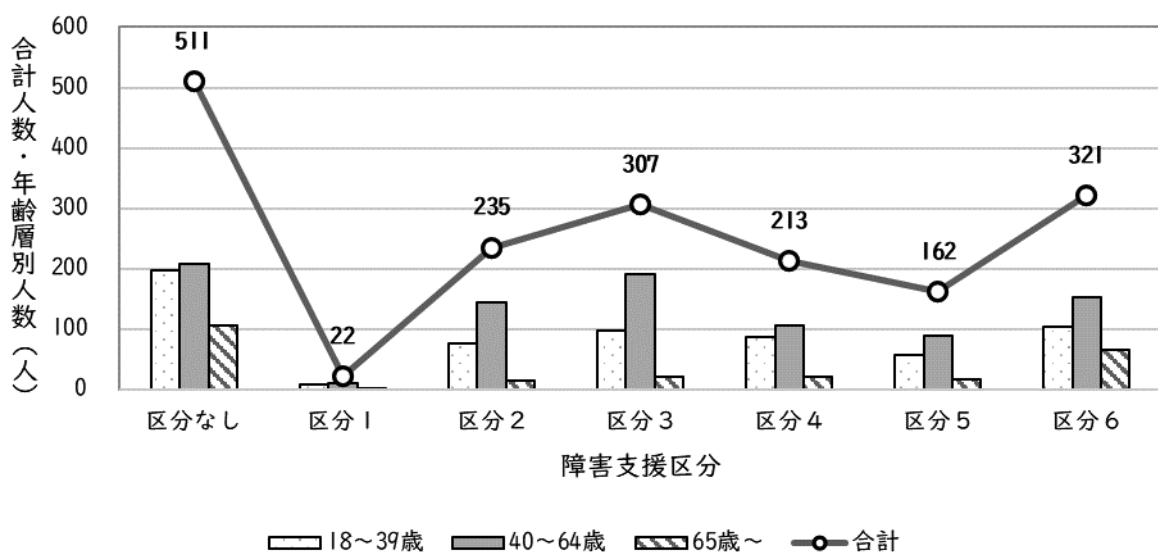
区分の数字が大きいくほど要支援度が高く、受けられるサービスの種類も増えますが、訓練等のサービスは、区分判定がない人も受けることができます。

障害支援区分別・年齢層別の人数は以下のとおりとなっています。

(令和5年3月時点の人数)

年齢層／障害支援区分		年齢層			合計
		18～39歳	40～64歳	65歳～	
障害支援区分	区分なし	197	208	106	511
	区分1	9	11	2	22
	区分2	77	144	14	235
	区分3	97	190	20	307
	区分4	87	105	21	213
	区分5	57	88	17	162
	区分6	104	152	65	321
合計		628	898	245	1,771

障害支援区分別・年齢層別の人数



## (2) サービス種別ごとの障害福祉サービス等の利用状況

「第6期宇治市障害福祉計画・第2期宇治市障害児福祉計画」の計画期間の各年度における、サービス種別ごとの障害福祉サービス等の利用状況は次のとおりです。

なお、各年度の数値は、令和3・4年度は実績値、令和5年度は見込値となります。

### 【新型コロナウイルス感染症（コロナ期）の影響について】

各サービスの利用状況について、一部サービスでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により令和3・4年度分の利用が減少していると考えられます。

### ① 訪問系サービスの利用状況

(1か月当たりの利用状況)

区分	単位	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度(見込) (2023)
居宅介護	人	392	425	463
	時間	8,425	8,811	9,801
重度訪問介護	人	30	36	50
	時間	9,686	12,575	18,380
同行援護	人	42	46	45
	時間	1,004	1,267	1,220
行動援護	人	60	68	72
	時間	2,672	2,345	2,401
合計	人	524	575	630
	時間	21,787	24,998	31,802

- ・ 居宅介護は、利用の増加傾向が続いています。重度訪問介護は、障害者の高齢化・重度化等の影響から、利用の著しい増加が継続しています。
- ・ 同行援護・行動援護については、令和3年度はコロナ期のため利用減が見られましたが、令和4年度以降は回復基調にあります。

## ② 日中活動系サービスの利用状況

(1 か月あたりの利用状況)

区分	単位	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度(見込) (2023)
生活介護	人	442	449	461
	人日	9,074	9,032	9,042
自立訓練(機能訓練)	人	1	0	1
	人日	8	0	22
自立訓練(生活訓練)	人	51	64	73
	人日	576	629	655
就労移行支援	人	57	53	54
	人日	922	839	889
就労継続支援(A型)	人	132	166	199
	人日	2,657	3,260	3,773
就労継続支援(B型)	人	342	399	440
	人日	5,696	6,551	7,022
就労定着支援	人	24	28	29
療養介護	人	27	27	27
短期入所	人	128	170	191
	人日	709	885	915
合計	人	1,204	1,356	1,475
	人日	19,642	21,196	22,318

※ 人日 … 人数×1人当たりの平均利用日数

- ・ 就労継続支援(A型・B型)は着実に増加している一方で、就労移行支援は大きな伸びは見られません。
- ・ 自立訓練については、生活訓練は増加傾向であるのに対し、機能訓練の利用は限定的となっています。
- ・ 短期入所・就労定着支援は、令和4年度以降はコロナ期から回復基調にあります。
- ・ 生活介護・療養介護の利用状況は横ばいとなっています。

### ③ 居住系サービスの利用状況

(1か月当たりの利用状況)

区分	単位	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度(見込) (2023)
共同生活援助	人	168	186	210
施設入所支援	人	130	126	124
自立生活援助	人	0	0	1

- ・ 共同生活援助は、事業所の新設が進む中で利用が増加しています。
- ・ 施設入所支援は、高齢の入所者が亡くなるなどにより利用終了が進む一方、新規入所者は減少傾向にあります。
- ・ 自立生活援助は、利用が少ない状況が続いています。

### ④ 計画相談支援等

(利用決定者数)

区分	単位	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度(見込) (2023)
計画相談支援	人	1,116	1,118	1,256
地域移行支援	人	2	2	2
地域定着支援	人	89	109	110

- ・ 計画相談支援・地域定着支援は、増加傾向にあります。
- ・ 地域移行支援の利用は横ばいとなっています。

## ⑤ 地域生活支援事業の利用状況

(1年間の利用状況)

区分	単位	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度(見込) (2023)
相談支援事業 (障害者生活支援センター)	件	6,569	7,209	7,916
成年後見制度利用支援事業 (※)	件	23	34	47
意思疎通支援事業	件	540	665	699
日常生活用具給付等事業	件	5,365	5,091	5,198
移動支援事業	時間	23,817	24,659	25,547
日中一時支援事業	時間	86,098	88,450	90,927
地域活動支援センター事業	人日	2,610	2,404	2,360

※ 成年後見制度利用支援事業は、宇治市長の審判申立と費用助成を合わせた件数

- ・ 相談支援事業は着実に増加しており、意思疎通支援事業・移動支援事業・日中一時支援事業についても、コロナ期から利用が回復しています。
- ・ 成年後見制度利用支援事業は、障害者及び家族等の高齢化の影響もあり、大きく増加しています。
- ・ 一方、日常生活用具給付等事業は横ばいであり、地域活動支援センター事業は新規利用者が少なく、利用が減少傾向にあります。



## ⑥ 障害児通所支援及び障害児相談支援の実績

(1 か月当たりの利用状況)

区分	単位	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度(見込) (2023)
児童発達支援	人	249	275	284
	人日	1,198	1,671	1,694
医療型児童発達支援	人	3	1	1
	人日	21	10	10
放課後等デイサービス	人	433	498	514
	人日	4,364	5,757	6,045
保育所等訪問支援	人	9	24	42
	人日	9	24	53
居宅訪問型児童発達支援	人	3	5	5
	人日	16	8	18
障害児相談支援	人	678	725	768
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	8	10	11

- ・ 児童発達支援・放課後等デイサービスは、ともに増加傾向が続き、特に放課後等デイサービスは事業所が相次いで新規開設されるなど、大幅な増加が続いています。
- ・ 保育所等訪問支援及び障害児相談支援についても着実に利用が増加しており、早期療育等に関する理解が浸透してきているものと考えられます。
- ・ 医療的ケア児に関するコーディネーターについては、コロナ期は中止となっていた養成講座の再開を受け、修了者の市内事業所への配置が進む見込みです。

## 《障害福祉サービスの概要》

居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の障害があり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴、排せつ、食事などの介護や、外出時の移動の支援などを総合的に行うサービスです。
同行援護	視覚障害により、移動が著しく困難な人の外出時に、移動の援護や必要な情報の提供などを行うサービスです。
行動援護	知的障害や精神障害により、行動が著しく困難な人に、危険を回避するために必要な支援や、外出時の支援を行うサービスです。
生活介護	重度の障害により、常に介護が必要な人に、通所施設で入浴、排せつ、食事などの介護や、訓練又は作業の機会を提供するサービスです。
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、通所施設で身体機能の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、通所施設で生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労移行支援	一般企業などへの就労ができるよう、通所施設で一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービスです。
就労継続支援 (A型)	一般企業などへの就労が困難な人に、通所施設との雇用契約により、知識及び能力の向上のために訓練を行うサービスです。
就労継続支援 (B型)	一般企業などへの就労が困難な人に、通所施設での働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整の支援を一定の期間にわたり行うサービスです。
療養介護	重度の障害により、常に医療と介護を必要とする人に、入所施設で医学的管理のもと、機能訓練や看護などを提供するサービスです。
短期入所	自宅で介護する人が病気などの場合に、施設において短期間の宿泊を伴う入浴、排せつ、食事などの介護を行うサービスです。
共同生活援助	共同生活をする住居において、夜間や休日の入浴、排せつ、食事など日常生活の介護を行うサービスです。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日の入浴、排せつ、食事など日常生活の介護を行うサービスです。
自立生活援助	地域での一人暮らしを志望する障害者の地域生活を支援するため、一定期間にわたり、定期的に巡回訪問等を行い、適宜支援を行うサービスです。
計画相談支援	障害福祉サービス等の利用について、サービス等利用計画案を作成し、適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行うサービスです。
地域移行支援	長期の入所や入院をしている人に、住居の確保その他の地域生活移行のための活動に関する相談その他必要な支援を行うサービスです。
地域定着支援	地域生活が不安定な一人暮らしの人に、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談その他必要な支援を行うサービスです。

### 《地域生活支援事業の概要》

相談支援事業 (障害者生活支援センター)	障害のある人等の相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な援助を行います。
成年後見制度利用支援事業	物事を判断する能力が十分ではない人に、本人の権利を守る援助者により、本人を法的に支援する成年後見制度の利用に必要な援助を行います。
意思疎通支援事業等	聴覚障害及び視覚障害のある人を対象に、手話通訳、要約筆記、点訳、音訳及び拡大写本等により、意思疎通・情報取得の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	在宅の重度の障害のある人等に対し、日常生活上の便宜を図り、その福祉の増進のために自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人等に対し、必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の支援を行います。
日中一時支援事業	在宅の障害のある人等に対し、通所施設で日中における活動の場を提供し、日常的に介護している家族などの一時的な休息のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	在宅の障害のある人等に対し、通所施設で創作的活動、生産活動、社会との交流の場の提供を行うことで、障害のある人やその家族の地域における生活を支援します。

### 《児童福祉法によるサービスの概要》

児童発達支援	未就学の児童に対して、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うサービスです。
医療型児童発達支援	肢体不自由等医療を必要とする未就学の児童に対して、児童発達支援及び治療を行うサービスです。
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に通所施設で、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育所や学校などを訪問し、障害のある児童に関し、集団生活への適応のための専門的な支援や助言を行うサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	重度心身障害児などの重度の障害がある児童であって、外出するのが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問し、児童発達支援を行うサービスです。
障害児相談支援	児童福祉法によるサービス等の利用について、サービス等利用計画案を作成し、適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行うサービスです。

## 第3章 計画の基本方針

「第7期宇治市障害福祉計画」・「第3期宇治市障害児福祉計画」

### 1 地域生活を支援するサービス提供体制の整備

障害のある人が住み慣れた地域で自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、また、施設入所及び入院から地域生活に移行して安心して暮らすことができるよう、サービス提供体制の整備を計画的に推進します。

また、障害福祉サービス等の提供をはじめ、障害のある人の生活を支援する体制が将来にわたって安定的に確保されるよう、障害福祉人材の確保・育成の支援に努めます。

### 2 働く意欲を持った障害のある人に対する就労支援の充実

障害のある人にとって働くことは、経済的な基盤づくりであるとともに、喜びや生きがいなどを見出したり、社会参加・社会貢献などの自己実現を図ったりするための場であり、経済的、社会的な自立を支える重要な柱となるものです。

学校卒業後などに、能力と意欲に応じた進路選択ができるとともに、継続して就労ができるよう、福祉、教育、生活困窮対策・ひきこもり支援に関する各部局等の連携による体系的な支援の一層の強化を図ります。

宇治市においても、令和2年4月に策定した「宇治市障害者活躍推進計画」に基づき、雇用を通じた障害のある人の社会的自立を推進するため、引き続き障害者雇用に取り組んでいきます。

### 3 相談支援体制の充実

障害のある人を取り巻く情勢が複雑化する中で、障害のある人が地域生活を送るうえで、いつでも気軽に相談ができ、一人一人の課題にきめ細かい支援や情報提供を受けることのできる窓口が不可欠です。

日頃から緊急時まで速やかに相談ができ、必要な機関に繋ぐ総合的な相談支援体制の確保をするため、障害者生活支援センター、地域生活支援拠点、特定相談支援事業所、地域自立支援協議会等の関係機関の連携のもと、地域の課題に対して検証・検討を行い、相談支援体制の充実を図ります。

## 4 障害種別にかかわらず包括的な支援体制の整備

身体障害、知的障害、精神障害、難病、高次脳機能障害、発達障害、医療的ケアが必要な人など、障害のあるすべての人が適切な支援を受けられるよう、障害種別にかかわらず包括的な支援体制の整備に努めます。

また、障害者手帳を取得していない人についても、十分な情報提供を行うことにより、障害福祉サービス等の必要な支援につながるができるよう努めます。

あわせて、居住支援をはじめ、障害のある人に総合的な支援を提供する「地域生活支援拠点等(※)」の機能の更なる充実などにより、障害のある人の生活を地域で支える体制の整備を図ります。



### (※)地域生活支援拠点等

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。

居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としています。

## 5 障害のある児童の支援の提供体制の整備

障害のある児童への支援においては、障害を早期に発見・対応するとともに、乳幼児期からの各ライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供する必要があります。

そのため、障害のある児童に関わる福祉・教育・医療等の様々な機関が情報を共有し、本人及び保護者等に包括的な支援を提供できる体制の構築を図ります。

また、障害児通所支援及び障害児相談支援のニーズが高まり、サービス事業所が年々増加していることを踏まえ、サービスの質の確保に努めます。

## 6 地域共生社会の実現、社会参加を支える取組

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、一人一人の市民が障害のある人への理解を深めるとともに、障害のある人が積極的に社会参加し、障害のある人となない人が日常的に交流する機会を確保する必要があります。

そのため、障害のある人も共に生きる地域の一員として地域づくりの主体となれるよう、障害への正しい知識を啓発し、相互理解を深める取組を推進します。

また、障害のある人が文化・芸術・スポーツ等を通じて積極的に社会参加し、それぞれの個性や能力を発揮できるよう、多様な活動の機会の充実を図ります。

## 7 差別解消と権利擁護の推進

障害者差別解消法や障害者虐待防止法に基づき、障害を理由とした不当な差別の解消、虐待の防止をはじめ、障害のある人の人権擁護に向けた取組を地域全体で共有する必要があります。

本市においても、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する宇治市職員対応要領」に基づき、今後もすべての障害のある人が障害のない人と同様に尊重され、合理的配慮がなされるよう、職員研修も含め啓発の徹底に努めます。

また、障害等により判断能力が十分でない人が、権利擁護のための支援を円滑に受けることができるよう、成年後見制度の利用促進を図ります。

## 8 障害のある人による情報の取得利用・意思疎通の推進

障害のある人が必要な情報に円滑にアクセスできるよう、障害者に配慮したサービスの提供等により情報アクセシビリティの向上を推進するとともに、行政情報等について、わかりやすい方法・内容による情報提供に努めます。

あわせて、「宇治市手話言語条例」の理念に基づき、障害のある人が手話をはじめとする多様なコミュニケーション手段により円滑に意思疎通を行うことができる環境を整備するため、意思疎通支援の充実を図ります。

## 第4章 障害福祉サービス等の整備目標

国の「基本指針」で掲げられた次の7項目の成果目標について、そのうち「福祉施設の入所者の地域生活への移行」及び「福祉施設から一般就労への移行等」の項目を2つの主要な整備目標に据えながら、各項目について「障害福祉計画」または「障害児福祉計画」における整備目標を設定し、障害福祉サービス等の供給体制の整備を進めていきます。

### 【 基本指針における7項目の成果目標 】

～「第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標」より～

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行 (★)
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (◇)
3. 地域生活支援の充実 (◇)
4. 福祉施設から一般就労への移行等 (★)
5. 障害児支援の提供体制の整備等 (◎)
6. 相談支援体制の充実・強化等 (◇)
7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 (◇)



★ … 「第7期宇治市障害福祉計画」に係る2つの主要な整備目標に位置付け

◇ … 「第7期宇治市障害福祉計画」に係る整備目標に位置付け

◎ … 「第3期宇治市障害児福祉計画」に係る整備目標に位置付け

## 1. 第7期宇治市障害福祉計画の整備目標

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### 【国の基本方針】

○令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行することを基本とする。

○令和8年度末において、施設入所者数を令和4年度末時点から5%以上削減することを基本とする。

#### 【宇治市の方針】

国の基本方針を踏まえつつ、地域移行にかかる本市の過去の実績や地域のニーズ、課題等を総合的に勘案し、以下の目標値を設定するとともに、障害のある人の自立支援を支えるために、さらなる相談支援の充実や地域生活に必要なサービス提供体制の整備、情報提供の充実を図ります。

#### ○地域生活へ移行に関する目標値

項目	人数	備考
①施設入所から地域生活に移行する人数	<u>8人</u> (6%以上)	基準時から令和8年度末までに移行する人数 ※( )内は目標人数を全入所者数で除した値
②施設入所者の減少人数	<u>7人</u> (5%以上)	基準時から令和8年度末までに減少する人数 ※( )内は目標人数を全入所者数で除した値



#### 〈基準時（令和4年度末時点）における基準値・参考値〉

基準	令和4年度末時点の施設入所者数	<u>126人</u>	令和4年度末時点の施設入所者数
(参考)	令和4年度中に地域生活に移行した人数	0人	令和4年度の1年間に施設入所から地域生活に移行した人数
	令和4年度中の施設入所者の減少人数	4人	令和4年度の1年間に減少した施設入所者の人数



## (2) 福祉施設利用者の一般就労への移行

### 【国の基本方針】

- 就労移行支援事業等(就労移行支援、就労継続支援等)を通じた一般就労への移行者数について、令和8年度中に令和3年度の移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- 就労移行支援事業利用から一般就労への移行実績については、令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
- 就労継続支援A型事業利用から一般就労への移行実績については、令和3年度実績の概ね1.29倍以上を目指すこととする。
- 就労継続支援B型事業利用から一般就労への移行実績については、令和3年度実績の概ね1.28倍以上を目指すこととする。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
- 就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- 就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

### 【宇治市の方針】

国の基本方針を踏まえつつ、福祉施設利用者の一般就労への移行にかかる本市の過去の実績や地域のニーズ等を総合的に勘案し、以下の目標値を設定するとともに、関係機関との連携によるさらなる相談体制の充実や市民及び企業への情報提供の充実、地域の社会資源の充実を図り、一般就労への移行を促進します。

また、一般就労への移行後の定着も重要であることから、就労定着支援等の障害福祉サービスの利用促進や連携強化による支援の充実を図ります。

### ①福祉施設から一般就労への移行に関する目標値

項目		人数	備考
全体	㊦福祉施設から一般就労に移行する人数	<u>40人</u> (約1.28倍)	令和8年度の1年間に一般就労に移行する人数 ※( )内は基準時の実績からの増加倍率
(内訳)	㊦就労移行支援からの一般就労移行者数	30人 (約1.31倍)	令和8年度の1年間に、就労移行支援、就労継続支援A型・B型の各サービスの利用終了後に一般就労に移行する人数  ※( )内は基準時(令和3年度)の実績からの増加倍率
	㊦就労継続支援A型からの一般就労移行者数	5人 (約1.29倍)	
	㊦就労継続支援B型からの一般就労移行者数	5人 (約1.28倍)	



〈基準時(令和3年度)の実績値〉

全体	福祉施設から一般就労に移行した人数	<u>31人</u>	令和3年度の1年間に一般就労に移行した人数
(内訳)	就労移行支援からの一般就労移行者数	23人	令和3年度の1年間に、就労移行支援、就労継続支援A型・B型の各サービスの利用終了後に一般就労に移行した人数
	就労継続支援A型からの一般就労移行者数	4人	
	就労継続支援B型からの一般就労移行者数	4人	

### ② 就労移行支援事業所からの一般就労移行率に関する目標

令和8年度までに、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業の利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指します。

### ③ 障害者の一般就労への定着に関する目標値

項目	人数	備考
就労定着支援の利用者数	<u>34人</u> (約1.41倍)	令和8年度の1年間の就労定着支援の利用者数 ※( )内は基準時の実績からの増加倍率



〈基準時(令和3年度)の実績値〉

就労定着支援の利用者数	24人	令和3年度の1年間の就労定着支援の利用者数
-------------	-----	-----------------------

### ④ 就労定着率に関する目標

障害福祉サービス事業所等との連携により、一般就労移行後の就労定着の状況把握に努めるとともに、国の指針に準じて、就労定着支援事業の利用終了者の就労定着率が7割以上である就労定着支援事業所が、全体の2割5分以上となるよう努めます。

### (3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して暮らすことができるよう、令和8年度末までに精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、保健・医療・福祉関係者との重層的な連携の仕組みづくりに努めます。

### (4) 地域生活支援の充実

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で暮らすための機能を備えた地域生活支援拠点等の整備を引き続き推進していくとともに、各拠点との協働により運用状況の検証及び検討を行い、令和8年度末までに効果的な支援体制の構築を目指します。

また、強度行動障害のある人について、現状や支援ニーズを把握するとともに、京都府の事業を活用しながら支援体制の確保に努めます。

### (5) 相談支援体制の充実・強化等

相談内容の複雑多様化や相談件数の増加に対応し、必要とする人に総合的・専門的な相談支援を提供できるよう、障害者生活支援センター・特定相談支援事業所等と連携し、相談支援体制の充実と強化に努めます。

### (6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

都道府県等が実施する研修の積極的な参加や関係市町村との情報共有を行い、令和8年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築を目指します。

## 2. 第3期宇治市障害児福祉計画の整備目標

### 【 障害児支援の提供体制の整備等 】

#### 【国の基本方針】

- ①令和8年度までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- ②児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、すべての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- ③令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- ④医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、各市町村において、令和8年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

#### (1) 児童発達支援センターの整備

児童発達支援センターは既に開設されており、今後も関係機関等との連携を図り、支援の充実に努めます。

#### (2) 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築

児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等との連携により、保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築に努めます。

#### (3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障害児を対象とした児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は既に開設されており、今後も重度心身障害児への支援の充実に努めます。

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の整備及びコーディネーターの配置

医療的ケア児の支援の在り方を協議する場は既に設置されており、医療的ケア児等に関するコーディネーターも配置されているため、今後も引き続き圏域単位の関係機関等を含めた協議の場の充実に努めます。

## 第5章 障害福祉サービス等の利用見込量

障害福祉施策やサービス提供体制の整備の方向性を見通すため、この間の障害福祉サービス等の利用状況、第4章における障害福祉サービス等の整備目標、アンケート調査の結果における障害当事者のニーズ等を踏まえながら、計画期間中の各年度におけるサービスごとの利用見込量を推計しています。

### 1. 第7期宇治市障害福祉計画のサービス見込量

障害のある人の高齢化・重度化や、本人を支援する家族等の高齢化などにより、障害のある人の日常生活・療養生活を支えるための介護給付や、適切なサービス利用及び生活上の意思決定を支えるための相談支援に関する各種サービスの利用増加が予想されます。

あわせて、社会全体としても障害への理解と受容が進み、障害のある人の社会参加や自己実現への意欲が高まっていることから、外出、意思疎通、日中の居場所確保に関する支援や、経済的自立に向けた就労支援についても、ニーズの増加が見込まれます。

#### (1) 訪問系サービスの見込量

(1か月当たりの見込量)

区分	単位	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
居宅介護	人	515	574	639
	時間	11,069	12,501	14,118
重度訪問介護	人	64	78	92
	時間	23,526	28,673	33,819
同行援護	人	47	49	51
	時間	1,296	1,377	1,463
行動援護	人	76	80	84
	時間	2,485	2,572	2,663
合計	人	702	781	866
	時間	38,376	45,123	52,063

- ・ 居宅介護は一定水準の増加が続きます。
- ・ 重度訪問介護は、障害者の高齢化・重度化等の影響から著しい増加が続きます。
- ・ 同行援護・行動援護については、利用が緩やかに増加していきます。

## (2) 日中活動系サービスの見込量

(1か月当たりの見込量)

区分	単位	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
生活介護	人	475	490	505
	人日	9,053	9,065	9,079
自立訓練（機能訓練）	人	1	1	1
	人日	22	22	22
自立訓練（生活訓練）	人	83	93	104
	人日	699	746	796
就労移行支援	人	56	58	61
	人日	926	963	1,000
就労継続支援（A型）	人	237	282	335
	人日	4,365	5,050	5,842
就労継続支援（B型）	人	493	553	620
	人日	7,669	8,375	9,146
就労定着支援	人	30	32	34
療養介護	人	27	27	27
短期入所	人	233	285	348
	人日	1,023	1,144	1,279

- ・ 就労継続支援（A型・B型）は着実に増加し、就労移行支援・就労定着支援も徐々に増加していきます。
- ・ 自立訓練については、生活訓練は増加が続きますが、機能訓練の利用は限定的となります。
- ・ 短期入所は一定水準の増加が続きます。
- ・ 生活介護・療養介護の利用は横ばいとなります。

### (3) 居住系サービスの見込量

(1か月当たりの見込量)

区分	単位	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
共同生活援助	人	237	262	289
施設入所支援	人	123	121	119
自立生活援助	人	1	1	1

- ・ 共同生活援助は、事業所の新設とともに利用の増加が続きます。
- ・ 施設入所支援は、高齢の入所者が亡くなるなどにより徐々に減少していきます。

### (4) 計画相談支援等の見込量

(1か月当たりの見込量)

区分	単位	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
計画相談支援	人	1,328	1,404	1,485
地域移行支援	人	3	4	5
地域定着支援	人	112	114	116

- ・ 計画相談支援利用は、相談支援のニーズの定着により増加傾向が続きます。
- ・ 地域移行支援・地域定着支援は緩やかに増加していきます。



(5) 地域生活支援事業の見込量

(1年間の見込量)

区分	単位	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
相談支援事業 (障害者生活支援センター)	件	8,692	9,544	10,480
成年後見制度利用支援事業 (※)	件	55	63	70
意思疎通支援事業	件	732	766	799
日常生活用具給付等事業	件	5,218	5,218	5,218
移動支援事業	時間	26,467	27,420	28,408
日中一時支援事業	時間	93,473	96,091	98,782
地域活動支援センター事業	人日	2,360	2,360	2,360

※ 成年後見制度利用支援事業は、宇治市長の審判申立及び費用の助成を合わせた件数

- ・ 相談支援事業は、障害者の悩み等の多様化により今後も着実に増加していきます。
- ・ 成年後見制度利用支援事業は、障害者及び家族等の高齢化や制度の浸透により、今後も大幅に増加していきます。
- ・ 意思疎通支援事業・移動支援事業・日中一時支援事業については、安定的なニーズにより緩やかに利用が増加します。
- ・ 日常生活用具給付等事業の利用は横ばいとなります。
- ・ 地域活動支援センター事業の利用は横ばいが見込まれますが、障害のある人の社会参加の場として事業を積極的に広報し、利用促進に努めます。

## 2. 第3期宇治市障害児福祉計画のサービス見込量

発達障害をはじめとする児童の障害を、疑いのある段階から早期発見し、適切な発達支援につなげる必要性が広く浸透してきたことにより、障害児の通所支援や相談支援に関する各種サービスの利用は今後も増加が見込まれます。

(1か月当たりの見込量)

区分	単位	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
児童発達支援	人	312	343	377
	人日	1,839	1,997	2,167
医療型児童発達支援	人	1	1	1
	人日	9	9	9
放課後等デイサービス	人	552	592	635
	人日	6,660	7,337	8,084
保育所等訪問支援	人	53	63	74
	人日	53	63	74
居宅訪問型児童発達支援	人	5	5	5
	人日	18	18	18
障害児相談支援	人	814	863	914
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	12	12	12

- ・ 児童発達支援・放課後等デイサービスは、ともに増加傾向が続き、特に放課後等デイサービスは、事業所の新規開設と大幅な増加が続きます。
- ・ 保育所等訪問支援及び障害児相談支援についても、早期療育等に関する理解の浸透により今後も利用が増加していきます。
- ・ 医療的ケア児に関するコーディネーターについては、市内の事業所等での配置が定着する見通しです。

## 第6章 目標実現のための方策

---

障害福祉サービス等の整備目標（第4章）及び必要なサービスの見込量（第5章）に即して、障害のある人が地域で安心して基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活を送ることができるよう、包括的な視点から、次のとおり実現のための方策を設定します。

### 1. 地域生活に必要なサービス提供体制の整備

---

障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、障害のある人が住み慣れた地域で将来にわたって安心・安全に暮らしていけるよう、次の方策により、安定的な障害福祉サービス等の提供体制の整備を図ります。

- (1) 障害福祉サービス事業所等の開設を目指す事業者等に対し、障害福祉に係る法令・制度や地域の現状等の情報を積極的に提供するなどにより、事業所の新規開設を促進し、サービス提供体制の充実を図ります。
- (2) 障害のある人が必要な支援を受けるには、福祉サービスの質の向上が重要であることから、京都府と連携して事業所の状況把握や適正な事業運営の確保に努めるとともに、事業改善に資する好事例等の情報について、各事業所との共有を進めます。
- (3) 障害福祉サービス事業所等による福祉人材の確保を支援するため、福祉職場就職フェアの開催等の施策を実施するとともに、若年層が福祉職場の魅力や働きがいを理解し、将来的な福祉職場への就職につながるよう、職場体験学習等を通じた教育課程での啓発に努めます。
- (4) 居住支援などの総合的な支援機能を有する地域生活支援拠点について、市内の各拠点と協働で緊急時の受け入れなどの課題に係る検討・取り組みを行うことで機能強化を図り、障害のある人の生活を地域全体で支える仕組みづくりを目指します。

## 2. 相談支援体制の整備

---

障害のある人が、必要とするサービスを適切に利用するとともに、生活上の様々な課題に対応し、伴走することができるよう、次の方策により、各種ニーズに対応する相談支援体制の整備を図ります。

- (1) 障害のある人が生活の身近な場で気軽に相談できるよう、障害者生活支援センター・指定特定相談支援事業所・地域生活支援拠点等による総合的な相談支援体制の強化に向け、障害者生活支援センターの増設などの方策の検討・実施に努めます。
- (2) それぞれの人が必要なサービスを受けるためには、事前に「計画相談支援」により最適なサービス等利用支援計画が作成されることが重要であることから、相談支援員の確保や相談支援スキルの向上など、相談支援機能の充実を図ります。
- (3) 障害児相談支援は、児童の心身の状態や本人・家族の意向を踏まえた適切な支援を行ううえで、関係機関を繋ぐ中心となる重要な役割を担っています。障害の疑いのある段階から、本人や家族に継続的に相談支援を提供できる体制の整備に努めます。

## 3. 就労支援の強化

---

障害のある人が多様なかたちでの就労により、経済的な基盤を確保し、地域で自立した生活を送ることができるよう、次の方策により就労支援の強化を図ります。

- (1) 一般就労移行を促進するため、公共職業安定所（ハローワーク）や障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、一般企業等のニーズや障害特性等に即した支援体制の充実に努めます。また、就労定着支援事業所等と連携し、一般就労移行後の継続的な支援体制の確保及び就労定着の状況把握に努めます。
- (2) 一般就労への移行が困難な福祉施設就労者の工賃の向上を図るため、障害者優先調達推進法に基づく障害者就労施設等からの優先調達の推進に加え、市の施設・イベント等における販売機会の提供等により、事業所の生産活動を支援します。また、事業所との協働により、更なる工賃向上の取り組みを検討・実施します。
- (3) 障害者雇用や障害者就労施設等の生産活動への理解や協力を求めるため、「市政だより」や「宇治労政ニュース」等を通じて市民及び市内企業に対して啓発を行うとともに、障害者雇用や施設等の生産活動を促進するため、農業・産業の分野と連携した取組について検討します。

## 4. 発達障害のある児童等への支援

---

発達障害やその疑いのある児童が、障害または発達支援の必要性の早期発見により、個々の特性を踏まえた専門性の高い療育を身近な地域で受けることができるよう、次の方策を実施します。

- (1) 発達障害やその疑いのある児童に対しては、疑いのある段階から発達支援を要する児童を早期発見し、早期支援を行うことが重要です。行政、こども発達支援センター、療育施設、医療機関等が連携し、乳幼児期から専門性の高い発達支援を受けられる体制の充実に努めます。
- (2) 発達障害やその疑いのある児童について、保護者等の家族が児童の特性を理解して適切に対応ができるよう、保護者同士が交流して悩み事や経験者の知識を共有できる場の確保など、家族支援の充実に努めます。
- (3) 育ちの場である保育・教育機関等による支援に加えて、発達相談員等が幼稚園や保育園等を巡回し、各園と連携して支援を行うことにより、より質の高い保育等の実施を目指すとともに、家族の不安の軽減に努めます。

## 5. 関係機関等との連携及び情報提供の充実

---

様々な障害種別がある中で、障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活をするためには、一人一人に必要なサービスは福祉・保健・医療など多分野に及ぶことから、次の方策により、各分野の関係機関との連携及び障害のある人への情報提供の充実に努めます。

- (1) 障害者生活支援センター、地域自立支援協議会、身体障害者相談員、知的障害者相談員、障害福祉サービス事業所等との連携により、福祉現場からの情報をもとに地域の課題やニーズを把握し、障害福祉施策やサービス提供体制の充実に努めます。
- (2) 医療的ケアが必要な人、難病、高次脳機能障害など、障害種別にかかわらず障害のあるすべての人が、広い選択肢の中から真に必要なサービスを選び、利用できるよう、関係機関と連携し、障害に応じた多様な情報の入手と伝達に努めます。
- (3) 障害のある児童に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を提供できるよう、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携し、支援体制の充実に努めます。

- (4) 障害のある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等訪問支援の活用など、障害児通所支援事業所が保育・教育機関等と連携し、育ちの場での支援に協力できる体制の確保を図ります。
- (5) 自然災害や感染症等に対しては、平常時から事業所及び保健・医療・危機管理等の関係機関と、発生を見据えた対応方針や資材備蓄等の準備について情報共有するとともに、発生時には事業所及び関係機関と連携し、迅速で的確な対応に努めます。

## 6. 市民の障害理解の促進及び障害のある人の社会参加等の支援

---

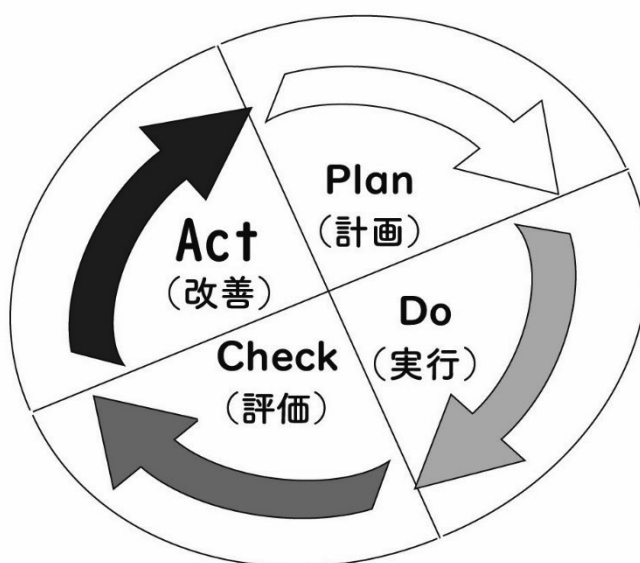
障害のある人が、安心して地域で生活するためには、地域で暮らす人々が障害に対する正しい認識を持ち、理解を深めることが重要であることから、次の方策により、市民への啓発を促進します。

- (1) 「宇治市手話言語条例」の理念に基づき、手話はもとより、要約筆記・点訳・音訳・拡大写本・代筆・代読等の多様な意思疎通手段の普及や障害理解を促進するため、市民団体・企業・公共機関・学校等への出前講座等の啓発活動を実施するとともに、障害のある人が障害種別に応じた様々な媒体で読書に親しめる環境を整備します。
- (2) 小・中学校において、「宇治学」等の課程を通じた体系的な福祉学習を実施するとともに、障害のある児童とない児童が共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築を図るなど、共生社会の実現に向けて年少期からの障害理解や交流の促進に努めます。
- (3) 障害のある人が気軽に社会参加できるよう、文化芸術・スポーツ・レクリエーションに関するイベント等の開催や情報提供を積極的に行い、障害のある人の自己実現や生きがいづくりを支援します。
- (4) 障害のある人の市主催イベントへの参加や障害者週間記念事業での啓発等を通して、広く地域の人々と交流する機会を確保し、共生社会の理念の普及に努めます。
- (5) 市職員に対して啓発のための研修や情報提供を広く実施し、障害に対する正しい認識及び合理的配慮の徹底を図ります。

## 7. 計画の達成状況の点検及び評価

障害者総合支援法においては、障害福祉計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

本市においても、宇治市障害者福祉基本計画施策推進協議会を開催し、計画の進捗状況等について報告するとともに、計画を推進していくための意見・提案等を受け、必要があれば、計画の見直しその他の改善を図ります。



### 【PDCAサイクルとは】

さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Act)」のプロセスを順に実施していくものです。





## 参考資料

### 1. 第7期宇治市障害福祉計画・第3期宇治市障害児福祉計画 策定の経過

年	月	事 項	
4	8	令和4年度第1回 宇治市障害者福祉基本計画 施策推進協議会の開催	次期計画の策定スケジュールについて
	11	令和4年度第2回 宇治市障害者福祉基本計画 施策推進協議会の開催	次期計画策定に向けたアンケート調査の実施について
		宇治市議会文教・福祉常任委員会 への報告	第3期宇治市障害者福祉基本計画等の策定に 向けたアンケート調査の実施について
	12	アンケート調査の実施  <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">           ○ 実施期間            令和4年12月16日から            令和5年1月11日まで         </div>	(1)障害者（18歳以上） ○ 配布対象者数（計3,306名） 身体障害者手帳所持者 2,544名 療育手帳所持者 305名 精神障害者保健福祉手帳所持者 457名 ○ 回収結果 回答者数 1,335名 回答率 40.4% (2) 障害児（18歳未満） ○ 配布対象者数（計694名） 身体障害者手帳所持者 110名 療育手帳所持者 399名 精神障害者保健福祉手帳所持者 69名 特別児童扶養手当対象児童 116名 ○ 回収結果 回答者数 233名 回答率 33.6% (3) 発達障害のある人 ○ 配布数 189名 ○ 回収結果 回収数 67名 回収率 35.4%

年	月	事 項	
5	8	令和5年度第1回 宇治市障害者福祉基本計画 施策推進協議会の開催	次期計画の策定に向けたアンケート調査の 結果及び次期計画の方向性について
	10	令和5年度第2回 宇治市障害者福祉基本計画 施策推進協議会の開催	第7期宇治市障害福祉計画・第3期宇治市 障害児福祉計画の初案の概要について
	11	令和5年度第3回 宇治市障害者福祉基本計画 施策推進協議会の開催	第7期宇治市障害福祉計画・第3期宇治市 障害児福祉計画の初案について
	12	宇治市議会文教・福祉常任委員会 への報告	第3期宇治市障害者福祉基本計画（初案） 及び第7期宇治市障害福祉計画・第3期 宇治市障害児福祉計画（初案）について
		パブリックコメントの実施  <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>○ 実施期間 令和5年12月20日から 令和6年1月19日まで</p> </div>	○ 周知方法 ・ 市政だよりへの掲載 ・ 宇治市ホームページへの掲載 ・ 宇治市 LINE 公式アカウントからの配信 ・ 市役所庁舎内・市公共施設等への資料配架 ・ 市内の障害福祉施設等の運営法人への通知  ○ 提出意見 47名（82件）  ○ 説明会の開催 開催回数：3回
6	2	令和5年度第4回 宇治市障害者福祉基本計画 施策推進協議会の開催	第7期宇治市障害福祉計画・第3期宇治市 障害児福祉計画の最終案について
		宇治市議会文教・福祉常任委員会 への報告	第3期宇治市障害者福祉基本計画（初案） 及び第7期宇治市障害福祉計画・第3期 宇治市障害児福祉計画（初案）に対する 意見募集結果及び最終案について

## 2. 宇治市障害者福祉基本計画施策推進協議会 委員名簿

令和6年2月現在

区分	委員名	団体名等	役職等
学識経験者	加藤 博史	龍谷大学	名誉教授
	鈴木 良	同志社大学	教授
議会代表	木本 裕章	宇治市議会	文教・福祉常任委員長
関係団体	石野 勉	宇治市肢体障害者協会	副会長
	今里 忠幸	宇治市視覚障害者協会	会長
	清水 克子	宇治市ろうあ協会	会長
	工藤 由紀子	宇治市中途失聴・難聴者協会	会長
	松村 祐子	宇治市障害児・者父母の会	会長
	太田 敏子	京都府南部の精神保健福祉をすすめる会 かわせみ	副理事長
	藤田 佳也	(福) 宇治市社会福祉協議会	常務理事
	西城 哲	宇治市民生児童委員協議会	副会長
	森 博文	(福) 山城福祉会	志津川福祉の園 施設長
	石崎 蓉子	(福) 同胞会	統括施設長
	西山 治	(福) 宇治東福祉会	理事長
	犬伏 俊博	(福) 不動園	理事
	海老原 弘行	(福) 宇治福祉園	理事
	大野 雅史	(福) かおり福祉会	かおり之園 園長
	服部 武司	宇治久世医師会	理事
竹村 眞理	宇治久世歯科医師会	副会長	
関係機関	土井 浩之	京都府山城北保健所	福祉課長
	迫間 勝樹	京都府宇治児童相談所	所長
	香村 充	宇治公共職業安定所	次長
	今井 雅世	宇治市校長会	三室戸小学校 校長
	池原 幸代	京都府立宇治支援学校	校長
	小原 裕典	障害児(者)地域療育支援センター ういる	センター長
	下前 拓也	障害者就業・生活支援センター はぴねす	センター長
	鳥羽 耕造	宇治市地域自立支援協議会	議長

**第7期宇治市障害福祉計画  
第3期宇治市障害児福祉計画**

〈令和6年度～令和8年度〉

発行／宇治市 福祉こども部 障害福祉課  
〒611-8501 宇治市宇治琵琶 33 番地

TEL : 0774-22-3141 (代表)

E-mail : shougai Fukushi@city.uji.kyoto.jp